

貨物軽自動車運送事業運賃料金表

◎車扱運賃

1. 距離制運賃

10 km まで	2,000円
15 km まで	3,000円
20 km まで	4,000円
25 km まで	5,000円
30 km まで	6,000円
35 km まで	7,000円
40 km まで	8,000円
45 km まで	9,000円
50 km まで	10,000円
以後5 km までを増すごとに	500円加算

2. 時間制運賃

基礎額	4時間又は40 km まで	8,000円
	8時間又は80 km まで	15,000円
加算額	10 km までを増すごとに	500円加算
	1時間までを増すごとに	1,500円加算

◎小口扱運賃

一般貨物自動車運送業事業者（特別積合せ貨物運転をする者）が届け出をした運賃の90%

◎諸料金

1. 車両留置料 30分ごとに 800円
2. 地区割増料 A地区（東京23区、大阪市） 500円
B地区（上記を除く政令指定都市） 300円

◎運賃割増率

1. 品目割増

易損品	電子計算機、精密機器及びその部品 宮、みこし、仏壇、神仏像	3割以上の臨時の約束 による
危険品	高压ガス取締法、消防法、毒物劇物取締法に定め る品目	2割以上の臨時の約束 による
特殊物品	引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
汚わい品	塵芥等の廃棄物	4割
貴重品、貨幣、証券類、貴金属等の効果品		5割

2. 特殊車両割増

冷凍車

3割

貨物軽自動車運送事業運賃料金表

1. 距離制運賃率

距離制運賃率は50km迄を1km180円、51km以上100km迄を1km140円とし、101km以上は1km100円とする。ただし、9km以下は1,700円とする。

料金は実車(km)の距離とする

運賃表

km	単価	料金
9km以下		1,700円
10km	180円	1,800円
15km	"	2,700円
20km	"	3,600円
30km	"	5,400円
40km	"	7,200円
50km	"	9,000円
51km	140円	9,140円
60km	"	10,400円
70km	"	11,800円
80km	"	13,200円
90km	"	14,600円
100km	"	16,000円
101km	100円	16,100円

2. 個数制運賃率

個数制運賃率は荷物（縦、横、高さの合計寸法は2m以内）1個の運賃は以下の表のとおりとする。

運賃表

	(縦、横、高さの合計寸法は2m以内) 350kg迄			
	5kg	10kg	30kg	50kg
10km	510円	780円	1,040円	1,310円
20km	780円	1,040円	1,310円	1,580円

21 km以上及び51 kg以上の運賃は距離制運賃率を適用する。

3. 時間制運賃表

- (1) 時間性貸切運賃は基準4時間、基礎走行40 kmで8,800円とする。
(荷扱料金も含む)
- (2) 基準作業時間の4時間を超える場合は、1時間増すごとに2,200円を加算する。
(基礎走行キロー1時間10 km)
- (3) 基準走行kmを超える場合は1 km増すごとに180円を加算する。
- (4) 1日貸し切料金は、(1日8時間として) 17,600円とする。

4. 諸料金

- (1) 車輛留置料
車輛留置料は30分ごとに1,000円を加算する。
- (2) 荷扱労力費
荷物の積卸し時間15分までごとに500円とする。

5. 運賃割増等

- (1) 品目割増

	項目	内容	割増率
品目割増	易損品	1)レントゲン機械、電子精密機械で1個の価格が100万円以上のもの。 2)宮みこし、仏壇、神仏像 3)ピアノ	3割以上の臨時約束による
	その他	1)生きた動物、鮮魚介類	2割
		2)汚わい物	4割
長大品割増	長さ	1個の長さが荷台の長さの1割を加えたもの	3割以上の臨時約束による。
	重量又は容積	重量100 g 又は容積1立方メートル以上のもの	
悪割路増	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。		3割
深夜早朝割増	午後10時から午前5時まで		3割

6. 運賃料金の適用方法

(1) 運賃は運賃料金表に掲げてある金額又はこれに割増率を乗じた金額を運賃料金表に掲げてある金額に加算した金額とする。

(2) 距離運賃の計算は1車1回ごとに実キロ程によるものとし経路が2途以上あるときは最短経路のキロ程で計算する。

(3) 貨物の長さ、重量又は容積が特に大きな時は、所定の割増率を適用する。

(4) 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する場合は当該割増区間運送距離による運賃に対しての所定の割増率を乗じた額を加算する。

(5) 深夜早朝割増の適用時間に行われる運送については次により算出した額を加算する。

深夜早朝割増適用時間

運送時間×運賃（割増が適用されない場合の運賃総額）×0.3

7. 小口扱運賃料金

(1) 運賃料金計算の基本

運賃料金は、貨物1口ごとに計算します。

(2) 1口の意義

1口とは、荷送人、発営業所、着営業所、集荷先、託送の時及び運賃支払方法が同じものをいいます。

(3) 運賃計算の方法

運賃は、貨物の運送距離及び重量によって運賃表に掲げてある金額を収受します。

	(縦、横、高さの合計寸法は2m以内)					
	10kmまで	20kmまで	30kmまで	40kmまで	50kmまで	50kgを超200kgまでの加算額
10kgまで	410	560	710	860	1,010	50kgを超え100kgまで10kg増す毎に40円 100kgを超え150kgまで10kg増す毎に30円 150kgを超え200kgまで10kg増す毎に20円
20kgまで	450	610	760	910	1,060	
30kgまで	510	660	810	960	1,110	
40kgまで	560	710	860	1,010	1,160	
50kgまで	610	760	910	1,060	1,210	

50kg及び200kgを超えたものの運賃は、距離制運賃を適用する。

8. 消費税

(1) 消費税導入に伴う運賃料金の加算

運賃料金総額×消費税率に基づく税率

(2) 消費税率分を乗じて計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

9. その他

この運賃及び料金の適用に関して、この適用方法に定めない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(1) 従業員

運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

以上